

尾張旭市立小中学校G I G Aスクールサポート業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する本事業について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

本市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市立小中学校G I G Aスクールサポート業務

(2) 業務内容

別添「尾張旭市立小中学校G I G Aスクールサポート業務仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

4 履行期間について

(1) 準備期間

契約締結日(令和3年6月上旬頃)の翌日から令和3年6月30日まで

(2) 委託期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

5 見積限度額

業務委託料

3,450,000円(消費税及び地方消費税を含む)

提案事業者が提案した見積金額を基に両者協議の上、本市と契約する。

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者(以下この項において「参加者」という。)は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和2・3年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契

約締結日までの間、本市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

- (3) 令和2・3年度尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿大分類「03 役務の提供等」のうち中分類「08 コンピュータサービス」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 設定・運用保守の実績、またはそれと同等の技術能力があること。
- (8) 参加者は本業務において、業務負荷に十分耐えられること。
- (9) 本仕様書に規定する期限内に必要なとする書類全てを提出した参加者

6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和3年3月29日（月）
質問受付期間	令和3年4月1日（木）から 令和3年4月7日（水）まで
質問回答期日	令和3年4月12日（月）
参加表明書等提出期限	令和3年4月16日（金）
企画提案書等提出期限	令和3年4月30日（金）
プレゼンテーション	令和3年5月中旬
審査結果通知	令和3年5月下旬予定
事前協議	別途通知
契約締結	令和3年6月上旬予定
業務開始	令和3年7月1日（木）から

※ プレゼンテーションの日は別途参加者に通知します。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 参加資格確認書（様式2）
- (3) 見積書（様式3）
- (4) 質問書（様式4）
- (5) 辞退届（様式5）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式4）に記入し、教育委員会学校教育課に令和3年4月7日（水）までに電子メールにより提出すること。

質問書表中の「頁数、項目番号」の欄に、その該当ページ数と項目番号を記載すること。なおそれ以外での質問については、「その他」と記載すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

本市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和3年4月12日（月）までに本市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

提案事業者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 参加資格確認書（様式2）：原本1部

ウ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は個人情報の取扱いに係るプライバシーマーク等の認定を取得していることが確認できるもの：写し1部

(2) 提出書類に関する留意事項

(3) 提出先

尾張旭市役所教育委員会学校教育課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和3年4月16日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書（原本1部・写し7部）

企画提案書には、最低限、次の内容を盛り込むこと。また、作成に当たっては、

使用する言語を日本語とし、具体的な表現で記載することを留意し、専門用語には注釈を付けるなど、できる限り平易な表現に努めること。印刷は両面印刷とすること。

No.	項目
1	事業者の基本理念と姿勢
2	組織・実施体制
3	実施計画
4	事業遂行能力等 <ul style="list-style-type: none"> ・調整・管理業務 ・運用支援業務（活用面） ・運用支援業務（管理面） ・機器設定業務 ・相談体制 ・独自提案

(2) 見積書（原本1部・写し7部）

様式3を用いて作成すること。任意の様式で経費の内訳がわかる明細書を添付すること。使用する通貨は日本国通貨とすること。

(3) 提出書類に関する留意事項

ア A4版で作成すること（縦横の指定はなし。）。

イ 散逸しないような形で綴ること。

(4) 提出先

尾張旭市役所教育委員会学校教育課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(6) 提出期限

令和3年4月30日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式5）を担当課窓口へ直接持参又は郵送すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 審査方法

(1) 表1の基本的審査項目により、審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

ア 提案書及びプレゼンテーションによる審査・価格審査

<表1 基本的審査項目>

審査項目	主な審査の着目点	確認箇所 配点
企画提案		
事業者の基本理念と姿勢	・業務の理解度	5
組織・実施体制	・業務を確実に実施するための体制	5
実施計画	・実現可能な実施計画	5
	・業務スケジュール	5
事業遂行能力等	・調整・管理業務	5
	・運用支援業務（活用面）	5
	・運用支援業務（管理面）	5
	・機器設定業務	5
	・相談体制	5
	・独自提案	5
価格提案		
業務に係る見積金額	・限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	20
ヒアリング等		
提案発表、質疑応答等	・取組意欲	10
	・専門技術力	10
	・実現性	10
評価点の合計		100

イ 審査詳細

- (ア) 各審査項目について、A、B、Cの3段階評価を行い、5点満点（A=5点、B=3点、C=0点）、10点満点（A=10点、B=6点、C=0点）及び20点満点（A=20点、B=10点、C=0点）とすることを標準とする。
- (イ) C評価があるものは原則として選定しない。
- (ウ) 同種業務については、その設定範囲を明確にすること。
- (エ) 各項目の評価の基準は表2のとおりとする。

<表2 評価の基準>

審査項目	主な審査の着目点	評価		
		A	B	C
企画提案				
事業者の基本理念と姿勢	業務の理解度	本事業に取り組むことがふさわしい基本理念を有して	ACに該当しない。	業務内容をよく理解していない。

		おり、本事業の趣旨を十分に理解して意欲的である。		
組織・実施体制	業務を確実に実施するための体制	業務を確実に実施するための体制が整っている。	ACに該当しない。	業務を確実に実施するための体制が整っていない。
事業遂行能力等	調整・管理業務	本市教育ICT環境における課題等を把握した上で、適切に事業運営できる提案となっている。	ACに該当しない。	本市教育ICT環境における課題等を把握できておらず、適切に事業運営できる提案となっていない。
	運用支援業務（活用面）	学校での授業等教育活動における活用の観点からの提案があり、質と量が適切である。	ACに該当しない。	学校での授業等教育活動における活用の観点からの提案がなく、質と量が適切でない。
	運用支援業務（管理面）	学校及び教育委員会事務局における教育ICT環境の管理運用の観点からの提案があり、質と量が適切である。	ACに該当しない。	学校及び教育委員会事務局における教育ICT環境の管理運用の観点からの提案がなく、質と量が適切でない。
	機器設定業務	業務趣旨に沿った提案であり、質と量は適切である。	ACに該当しない。	業務趣旨に沿った提案でなく、質と量は適切でない。
	相談体制	事業実施に際しての学校や教育委員会事務局からの電話相談等のフォロー体制は十分である。	ACに該当しない	事業実施に際しての学校や教育委員会事務局からの電話相談等のフォロー体制は不十分である。
	独自提案	事業趣旨に沿った独自提案があり、実現可能である。	ACに該当しない	事業趣旨に沿った独自提案がない。
価格提案				
業務に係る見積金額	限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	限度額との整合性がとれる。	ACに該当しない。	限度額との整合性がとれない。
ヒアリング等				
提案発表、質疑応答等	取組意欲	能力や意気込みが感じられる。	ACに該当しない。	能力や意気込みが感じられない。
	専門技術力	優れた専門技術力を有している。	ACに該当しない。	十分な専門技術力を有していない。
	実現性	実現性が大きいにある。	ACに該当しない。	実現性に乏しい。

(2) 候補者の決定

提案事業者ごとに点数化し、最高得点の提案事業者を第1位候補者、次に高い者を次点候補者とする。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、提案事業者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、提案事業者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

(4) 審査結果に関する参加者からの質問、説明要求、意見及び異議申し立ては受け付けない。

13 契約の締結

本市は、第1位候補者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

14 秘密保持の遵守

提案事業者及び提案意向を持つ事業者は、このプロポーザル審査に参加するにあたり、下記の条項を遵守すること。

- (1) 本プロポーザル審査に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。
- (2) 本市から提供された情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 本市から渡された情報の内容を、漏えい、毀損及び滅失した場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 本プロポーザル審査に関して発生した事故等による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要に生じた経費等は、提案事業者及び提案意向を持つ事業者が負担する。
- (5) 本プロポーザル審査終了後も参加者は秘密保持及び利用制限に関する義務を負う。

15 その他

- (1) 提案事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等、本プロポーザルに係る費用は、提案事業者及び提案意向を持つ事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7

条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。

- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市教育委員会教育行政課庶務係（伊藤）

住 所：〒488－8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561－76－8176

F A X：0561－52－2901

電子メール: kyoiku@city.owariasahi.lg.jp

※令和3年4月以降連絡先

尾張旭市教育委員会学校教育課庶務係（伊藤）

住 所：〒488－8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561－76－8176

F A X：0561－52－2901

電子メール: gakkou@city.owariasahi.lg.jp